

化学物質に関する法規制の動き

化学物質に関する法律等で平成14年4月から平成14年9月までに改正のあったものを紹介いたします。これらは、概要のためすべての内容は網羅していません。詳細は必ずホームページ等でご確認下さい。

1. 安衛法関連の通達(変異原性が認められた化学物質の取り扱いについて)

基発第0430006号 厚生労働省労働基準局長通達(平成14年4月30日付)により、以下に示す30品目の新規化学物質及び4品目の既存化学物質は、強度の変異原性が認められるため、指針に基づく措置を講ずるように周知された。詳細は中央労働災害防止協会・安全衛生情報センターホームページ [http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100316]参照

1) 変異原性が認められた新規化学物質

- 4-(アジドスルホニル)アセトアニリド
- N-[3-アセチルアミノ-4-(2-カルバモイル-4-ニトロフェニルアゾ)フェニル]-2,2'-イミノニ酢酸ジメチルとN-[3-アセチルアミノ-4-(2-シアノ-4-ニトロフェニルアゾ)フェニル]-2,2'-イミノニ酢酸ジメチルとN-[5-アセチルアミノ-2-(2-シアノ-4-ニトロフェニルアゾ)フェニル]-2,2'-イミノニ酢酸ジメチルの混合物
- 4-(4-アミノ-2,5-ジメトキシフェニルアゾ)安息香酸 = 一塩酸塩
- 6-アミノ-5-(2-ヒドロキシ-4-ニトロフェニルアゾ)N-メチル-2-ナフタレンスルホンアミド
- エタンスルホニル = クロリド
- 10-(3-クロロ-1-アザピシクロ[2.2.2]オクタ-

- 3-イルメチル)フェノチアジン
- 2-クロロ-3-イソプロトキシ-1-シクロブタノン
- 1-クロロ-N-(2-クロロエチル)N-メチルフェネチルアミン
- 1-クロロ-N-(2-クロロエチル)N-メチルフェネチルアミン = 一塩酸塩
- 4-クロロメチルベンジル = アルコール
- 5-ジエチルアミノ-5'-ニトロ-2,2'-アゾジフェノール
- 1,3,2-ジオキサチオラン = 2-オキシド
- クロロメチル = 3,5-ジクロロフェニルスルフィドとジクロロメチル = 3,5-ジクロロフェニルスルフィドの混合物
- 2,2-ジクロロ-3-メチルブチルアルデヒド
- 3,4-ジフルオロ-o-アニシジン
- 1,2-ジフルオロ-3-メトキシ-4-ニトロベンゼン
- 2H-ジベンゾ[c,e][1,2]オキサホスフィニン = 2-オキシドと1,4-ナフトキノンと(フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物と1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの反応生成物)の反応生成物
- 2,4-ジメチルベンゼンスルホニル = クロリド
- 2,4,4-トリクロロ-3-イソプロトキシ-2-シクロブテン-1-オン
- p-トルエンスルホニルアジド
- 6-ニトロインドール
- 6-ニトロインドリン
- ビス(2,3-エポキシプロピル)ジスルフィド
- N,N'-ビス(2-クロロエチル)ベンズヒドリルアミン = 一塩酸塩
- 2-(4-ピフェニル)2-クロロ酢酸ナトリウム
- 3-ピリジルヒドラジン

27 (フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物のグリシジルエーテル化反応生成物)とチオ尿素の反応生成物

28 4-tert-ブチルピロカテコール・1-クロロ-2,3-エポキシプロパン重縮合物

29 4'-プロモメチル-2-ピフェニルカルボン酸 = tert-ブチル

30 ベンゼンチオスルホン-S-酸クロロメチル

2) 変異原性が認められた既存化学物質

1 クロロチオホスホン酸=O,O-ジメチル

2 酢酸コバルト(Ⅱ) = 四水和物

3 1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン

4 2,3,5,6-テトラクロロ-1,4-ベンゾキノン (別名: クロラニル)

2. 毒劇法改正に関する動向(急性毒性試験及び判定基準の変更)

厚生労働省 医薬局審査管理課 化学物質安全対策室通知(平成14年8月22日付)によると、アジェンダ²¹に基づいた化学物質の表示と分類に関する国際調和(GHS)で規定されているOECD試験法ガイドライン(急性経口毒性に関する部分)の改訂に伴い、化学物質のLD₅₀のみを求めるTG401(単回投与試験法)が廃止され、平成14年12月18日以降、化学物質のLD₅₀が含まれる用量域を求める代替試験法(固定用量法、急性毒性等級法、上げ下げ試験法)の受入れが義務付けられた。その対応として厚生労働省では、現行の毒物の判定基準を以下の通り変更することを検討している。

毒物判定基準(LD₅₀ LD₅₀が含まれる範囲)

(経口) 30mg/kg以下 50mg/kg以下

(経皮) 100mg/kg以下 200mg/kg以下

これに伴い、過去に指定した物質の指定変更は行われず予定であり、経過措置を設けることも検討している。また、毒物劇物は、薬事法の毒薬劇薬から派生したものであることから毒物の判定基準の変更に伴い、毒薬の判定基準も変更することを調整している。判定基準の改訂は、本年11月頃を予定している。

3. 化審法関連の改正

平成14年政令第287号(平成14年9月4日付官報)により、以下の物質が「第一種特定化学物質」に追加指定された。

1 ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンシクロ[2,2,1]ヘプタン (別名 トキサフェン)

2 ドデカクロロペンタシクロ[5,3,0,0,0,0,0]^{2,6 3,9 4,8} デカン(別名 マイレックス)

これは、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)への加盟が国会承認されたことを踏まえたものである。詳細は、経済産業省ホームページ[<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003089/>]参照。施行日:平成14年9月4日

4. オゾン層保護法施行令の改正

平成14年政令第289号(平成14年9月4日付官報)により、以下の物質が、製造等の規制の対象となる「特定物質」に追加された。

特定物質の種類	特定物質	オゾン破壊係数
8.議定書付属書CのグループⅢ	プロモクロロメタン	0.12

これは、モントリオール議定書(1997年/99年改正)の改訂議定書の締結が国会で承認されたことを踏まえたものである。詳細は、経済産業省ホームページ[<http://www.meti.go.jp/kohosys/kohosys/press/0003071/>]参照。

なお、輸出入規制については、別途、外国為替及び外国貿易法にて担保される。

施行日:平成11年12月3日に採択されたモントリオール議定書の改正が国内について効力が生じる日

5. その他

1) 土壌汚染対策法の制定

土壌汚染対策法が平成14年法律第53号(平成14年5月29日付官報)により公布された。詳細は環境省ホームページ[<http://www.env.go.jp/water/dojo/honbun.pdf>]参照。

施行日:公布日より9ヶ月以内